

大口町告示第15号

尾張都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例（平成5年大口町条例第31号）第5条第1項の規定に基づき、賦課対象区域を次のように公表する。

平成31年3月22日

大口町長 鈴木 雅博

1 賦課年月日

平成31年4月1日

2 負担区の名称

第3負担区

3 賦課対象区域

丹羽郡大口町大字小口字下之段及び字地藏堂の全部

丹羽郡大口町上小口三丁目、中小口二丁目並びに大字小口字下山伏、字上山伏、字金三西、字丸の内及び字定光寺の各一部

4 賦課対象区域の地籍

124,000平方メートル

